

2026 年度活動方針

2026 年 12 月 24 日の結成 70 周年を控え、以下の点に軸足を置いて活動を進めます。

○前提

個人情報の保護も含めて、社会の急速なデジタル化と消費者の権利擁護に係る課題については、更に高度化複雑化のスピードが増すことは確実です。専門的な知見を得ながら、疑問や不安を基に学習して、知見を整理して次の行動の基礎とするという流れを大切に、広く参加と行動を呼びかけていくことを前提に、行動を進めます。

○課題対応への基本的なスタンス

- ・ 消費者関連法改正運動をはじめ、デジタル社会と消費者の権利擁護、情報通信、電気・ガスなどのエネルギー、食品の安全・表示課題などについて、研究者・専門家、行政、市民団体など、多様な団体との連携を強化する
- ・ 学習活動を起点として、情報提供、政策提言、立法運動に取り組む
- ・ 課題に応じて全国的な調査活動を展開し、情報提供、政策提言などに取り組む
- ・ より多くの国民に消費者運動への理解・賛同が広がるよう、各団体からの協力を得ながら運動の見える化に取り組む
- ・ 複雑で難解な課題でも、わかりやすく噛み砕いて提起する

○参加感の向上

- ・ オンライン企画実施のノウハウの向上
- ・ 取り組み内容に応じて実参加の活動の組み立てや地域持ち回りでの企画開催
- ・ 機関会議での交流や意見交換の追求

○消費者団体の「プラットフォーム」として大切にすること

- ・ 消費者団体のポジショニングの向上につとめる
- ・ 全国消団連会員団体の交流や連携を重要な課題と位置づけて取り組みを推進
- ・ 消費者団体への若年層の参加拡大を目指して、会員団体間での連携づくりや交流などの取り組みを検討
- ・ 会員団体の取り組み紹介を促進
- ・ 隣県団体間での共催による活動の豊富化を呼びかけ
- ・ 企画やテーマの持ちよりの場としての発信

○これからの消費者団体の在り方検討

- ・ 「新消費者運動ビジョン」の今日的な補強と全国消団連の在り方の整理
- ・ 消費者団体に対する公的な支援を求める活動
- ・ 全国消団連結成 70 周年に向けた諸準備

2. 個別課題 1. 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備

(1) 消費者運動への幅広い理解・参加の獲得

- 若年層への消費者運動への関心作りに向けたインターンシップの受け入れや大学での講義に対応する
- 若者の暮らしを支えるための制度という観点に立って他団体と協力しながら、奨学金問題に対応する

- 専門家・研究者、行政など多様な団体との連携を強化
- より多くの消費者に消費者運動への理解・賛同を増やすよう、他団体にも情報発信の協力を得ながら運動の見える化に取り組み、消費者団体のポジショニングの向上につとめる

(2) 多様な情報発信の継続

- ホームページや情報紙「消費者ネットワーク」、SNS のタイムリーでコンスタントな発信の継続
- インターンシップなどとの協働による、動画等の作成と発信

(3) 「NPO法人消費者スマイル基金」への支援

- 兼任事務局の派遣を含む、消費者スマイル基金の運営支援の継続

3. 個別課題 2. 消費者が安全で安心できるくらしの確保

(1) 消費者基本計画への対応

- 第5期消費者基本計画の進捗確認

(2) 地方消費者行政の充実・強化

- 地方消費者行政の充実強化のための施策強化に向けた国会等への要請活動実施
- 新たな枠組みが導入された地方消費者行政についての、プロジェクトによる都道府県消費者行政調査を継続して実態を把握し、社会への発信
- 地方団体の調査支援のため、市区町村向け調査項目見本作成
- 消費者庁による全国の消費者団体の実態調査再開要求

(3) 特定商取引法改正など消費者関連法の強化

- 特商法の改正に向けて、「特商法の抜本的改正を求める全国連絡会」を中心とした全国的な改正運動を継続して、消費者庁検討会委員のサポート、地方で活動する会員団体とともに地方議会請願活動を進め、繰り返しての国会議員要請行動の実施
- 消費者庁検討会の進捗を把握しながら、消費者契約法の抜本見直しに係る学習と改正運動の検討
- PL オンブズ会議と連携した製造物責任法改正の推進
- 若者の消費者被害防止のため、SNSなどを活用しながら広く情報発信
- 景品表示法およびステルスマーケティング対策の施行について、問題の発生などに応じて必要な取り組みの推進
- 実効性を高めるための法の再改正を目指して、「市民のための公益通報者保護法の抜本的改正を求める全国連絡会」に結集しての活動

(4) 社会のデジタル化に関する対応

以下のテーマについて、学習をもとにしながら、意見表明や政策提言などの実施。

- 個人情報保護法改正への対応
- デジタル取引に関する消費者保護法制の在り方検討も含め、取引 DPF 消費者保護法に基づく官民協議会への参加と取引の適正化進捗の把握
- デジタル化に関する、DPF や SNS における消費者トラブル、製品安全の確保、偽・誤情報対応などへの学習と論議
- AI 法と AI 基本計画についての消費者視点から学習と論議
- 消費者の権利擁護を大前提としたデジタル社会の在り方の学習と論議

(5) 食品安全・表示に関する対応

消費者の関心を把握しながら、基礎的な部分からの食の安全に関する学習と意見表明などの実施

- 食品表示制度に関わる問題
- 新しい食料・農業・農村基本計画の進捗確認
- 食をめぐる最新技術と消費者への情報提供のあり方
- 食品ロス削減推進法への対応
- 国際情勢を踏まえた上での食品価格と供給に関する状況把握

(6) 環境・エネルギー問題に関する対応

以下のテーマについて、学習をもとにしながら、意見表明などの実施

- 第7次エネルギー基本計画の進捗確認
- GX 実行会議の基本政策（原発政策などエネルギーにかかわる部分）、電力システム改革の検証や再生可能エネルギー主力電源化の課題などの論点の動向注視
- LP ガス取引適正化と料金透明化に向けた取り組みと消費者への周知・啓発推進
- 気候変動対策の理解と消費者が取るべき行動の啓発
- COP に関係しての日本の 2035 年目標に向けた進捗の注視
- プラスチックの削減問題
- ごみや容器・包装などの諸課題について、消費者の行動につながる啓発

(7) その他課題

その他、情勢に応じて消費者を取り巻く諸課題に対応。

- 地方公共交通の空白解消政策
- 物価問題全般

4. 個別課題 3. 国内各団体や国際的な消費者運動との連携強化

(1) 会員団体との連携強化

- 全国消団連は会員団体が一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割発揮
- 実開催も含む、地方会員団体交流会の開催
- 消費者行政に関する議会要請などの呼びかけ、各種企画の協同開催も含む、会員間連帯の推進
- 理事会等機関会議での活動交流やワンテーマ意見交換などの実施
- 第65回全国消費者大会の開催に向け、大会実行委員会を支援し事務局機能を担う

(2) 国際的な消費者運動との連携強化

- CI との協同を中心とした国際的な消費者運動との連携強化
- 「アジア・太平洋デジタル消費者対話」への参加と行動
- 国際的に共通する消費者課題や、社会のデジタル化に伴って増加する、越境消費者問題などに対応するための国際活動専門委員会の活動支援

(3) 諸団体との連携強化

- 日本弁護士連合会と連携した特定商取引法の改正運動をはじめ、環境に関する問題や、デジタルと消費者の権利などの問題などで活動している様々な団体と情報交換を行うなど連携強化
- ワンイシュー追及などから始める、若者団体との関係性作り
- 諸団体への消費者運動・消費者団体の理解促進

(4) 専門委員会活動（製品安全専門委員会と PL オンブズ会議、国際活動専門委員会）

- 製品安全専門委員会は、PL オンブズ会議と連携して、製造物責任法の改正に向け

た取り組みの推進

- 国際活動専門委員会は、国際的な情報の収集や国内への情報発信、CIを始めとする海外消費者団体との関係強化、世界消費者権利デー企画の検討とともに、国際的な課題である「デジタル社会と消費者の権利擁護」について論議を継続

5. 個別課題 4. これからの消費者団体の在り方検討

- 「新消費者運動ビジョン」の今日的な補強論議
- 公益的役割発揮に鑑みての消費者団体に対する公的な支援を求める活動
- 消費者団体の変化に対応するためのこれからの全国消団連の在り方の検討
- 全国消団連結成 70 周年に向けた具体化と準備

以上